

令和2年度事業計画

1. 運営方針

盛岡市社会福祉事業団は、昭和49年に盛岡市により社会福祉法人として設立されて以来、46年間にわたり市立福祉施設を中心に管理運営を行い、盛岡市における障がい児（者）、児童、高齢者等市民の福祉の向上に努めてきた。

社会福祉を取り巻く動きは、福祉サービスを供給する在り方が変化中、地域福祉において、中核的担い手である社会福祉法人は、効率的・効果的な経営を実践し、多様で複雑化した福祉ニーズに対応していくことが求められている。

事業団として担う地域性、公共性の一層の充実を目指し、利用者本位の視点に立った地域福祉への積極的な取組みを推進するため、人的資源と施設機能を活かしたより質の高いサービスを提供し、地域貢献に努めていかなければならない。

令和元年度の事業（所）運営については、市民への身近な支援事業として放課後等デイサービス事業や生活介護事業、グループホーム、障害児・者相談支援事業所のより充実した事業の展開と安定した事業（所）運営を図るものとするほか、保育所においては、地域の保育需要に対応していくとともに、利用者のニーズをより重視した事業内容の充実と安心安全な生活の場の提供にさらに努めていくものとする。

また、指定管理施設の運営については、軽費老人ホーム、児童発達支援センター、障害者支援施設、母子生活支援施設、老人福祉施設、地域センター（児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等）等に、令和2年4月から新設される永井地域交流活性化センターを加え、合わせて97施設3付帯事業の管理運営に取り組むものとする。その運営に当たっては、平成31年2月に策定した「盛岡市社会福祉事業団第二次中長期経営計画【改定版】」に基づき着実な推進を図り、現状や情勢を適確に把握し、計画の進行管理を行うとともに、経営会議において、事業展開の具体化に向けた検討を深めるものとする。

自律（自立）的経営を目指し、全施設、全職員が使命感と一体感を持って業務に当たることが事業団の経営と深く結びついていることを強く共有し、目標管理制度の運用を継続し、併せて研修体制の強化を図り、人材の育成と専門性の構築、職場環境の改善に努めるものとする。

盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画に基づく施設移譲については、盛岡市との協議を綿密に進め、具体的な方向性を検討するとともに、移譲環境

の整備を図るものとする。

地域センターにおいては、各施設の特性を踏まえ、利用者に対するサービスの充実を図るとともに、長年培った運営のノウハウと知識・経験を基に、市民協働のまちづくりや地域福祉活動の拠点として市民から等しく受け入れられるよう、適正かつ効果的な運営を行い、地域共生社会の推進に努めるものとする。

2. 重点項目

- (1) 利用者の多様なニーズに応じた質の高いサービスの提供
- (2) 人材の育成、専門性の強化と地域への専門性の貢献
- (3) 第二次中長期経営計画【改定版】に基づく事業の計画的推進
- (4) 経営分析等による現状把握と戦略的な資源の活用と財源の確保
- (5) 事業団としての知名度の向上と情報発信

3. 事業計画

【事務局】

事務局は、事業団の総括的機関として評議員会並びに理事会その他諸会議の開催、定款・諸規程の制定・改廃、予算・決算等財務関係、人事、福利厚生、財産管理等法人の運営事務を総括的に実施するとともに、管理施設の効率的な運営が図られるよう連絡調整にあたるものとする。

1 法人の運営

- (1) 評議員会
法人運営に係る法人の重要事項について議決する機関として、理事及び監事の選任・解任や定款変更、事業計画、予算、決算等を審議決定するため、定時評議員会を開催するほか必要に応じ開催する。
- (2) 理事会
法人運営の業務執行決定機関として理事、理事長に対する牽制機能を働かせることから、評議員候補者の推薦に係る事項や評議員会の審議事項、事業計画、予算、決算等その他重要な事項等を審議決定するため、理事会を随時開催する。
- (3) 監事監査
業務の執行状況、会計経理事務等の適正を期するため、監事監査を実施するほか、年4回の

出納調査を実施する。

- (4) 登記
定款変更に伴う認可登記、資産総額の変更登記外、必要な登記等を行う。
- (5) 委託者側との連携
市立機関としての成果を期するため、盛岡市保健福祉部、子ども未来部及び市民部その他関係機関と相互の意思疎通に努める。
- (6) 施設長会議等の開催
定期的に施設長会議を開催し、有機的な連携を図り、相互理解のもとに事業の推進に努める。また、盛岡市社会福祉施設連絡協議会との連携を図り相互協調に努める。
- (7) 関係団体との連携
全国社会福祉事業団協議会、北海道・東北ブロック社会福祉事業団連絡協議会及び県社会福祉事業団並びに県・市社会福祉協議会その他関係団体等との連携を図る。
- (8) 経営企画室の取組み
第二次中長期経営計画【改定版】の推進のため、自主事業の強化、新事業の企画を行うとともに、計画の進捗状況を把握する。また経営分析による法人、各施設の現状と課題を明確にし、経営基盤の確立等に向けて取り組む。
事業団職員として帰属意識の向上と一体感を醸成すべく、目標管理制度の運用を継続するとともに、人材育成と専門性の構築を図るべく、計画に基づき、研修体制の強化に努める。
- (9) 経営会議の開催
経営分析結果を活用しながら、法人としての事業展開や方向性、重点的に取り組む事業内容等より具体的に、かつ明確にしていく場とする。
- (10) 指定管理の評価
第4期の指定管理期間の2年目を迎え、事業計画に則った事務事業の遂行に努めるとともに、質の高いサービス、地域への貢献、経費節減等について自己評価を行い、事業計画等の調整を図りながら取り組む。
- (11) 委託事業の実施
学校教育と社会教育が一体となった盛岡市公園地区公民館児童健全育成事業を受託し、市の施策に沿った公益的サービス事業の積極的な展開を行う。
- (12) 盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化中期計画に係る対応
関係する各施設の計画や状況について常に情報収集・情報提供すると共に、施設利用者が安全に安心した利用が引き続き行えるよう、盛岡市等関係機関との連携を図っていく。また、計

画に伴う施設移譲等については、盛岡市担当課との十分な協議を重ね、課題等への取組みを検討しながら、方向性を定め、準備等に努める。

- (13) 事業団独自の事業展開に向けた取組み
 - ① 新ひまわり学園構想の実現に向けた情報収集や検討、関係機関との協議等を行う。
 - ② 盛岡市障がい者福祉計画に基づき、盛岡広域8市町に展開するもりおか障害者自立支援プラザが、現在ある各施設の相談支援事業の包括的な役割を担いながら、相談支援事業の集約化等を目指し、事業団内における相談事業所の方向性や更なる充実に努める。
 - ③ 発達障害児支援専門員による各児童センターを利用する発達障害児等の対応や支援、児童厚生員への助言指導等、利用児童の支援の向上に努めながら、外部への研修会の実施や情報発信等を行う。
 - ④ 津志田保育園・ながい保育園においては、0歳児保育の充実やながい保育園での病児保育事業を実施し、地域の保育需要に対応していくと共に、園児や保護者が引き続き安心して安全に利用できる保育園を目指し、保護者の方々からの意見や要望を取り入れ円滑な保育園生活が送れるよう努める。
 - ④ グループホームしらたきの里を利用される方々のニーズに沿った更なる事業内容の充実に努め、地域生活の中で生き生きと安心した生活を送れるよう努める。

2 施設の管理運営

(1) 管理運営事業

令和2年度は、次の97施設（保育所、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、多機能型障害福祉サービス事業所を含む。）の管理運営を行う。

- | | |
|-------------------|--------|
| ① 軽費老人ホーム | (1施設) |
| ② 母子生活支援施設 | (1施設) |
| ③ 障害者支援施設 | (1施設) |
| ④ 児童発達支援センター | (1施設) |
| ⑤ 保育所 | (2施設) |
| ⑥ 身体障害者社会参加支援施設 | (1施設) |
| ⑦ 地域福祉センター | (1施設) |
| ⑧ 児童発達支援事業所 | (2施設) |
| ⑨ 放課後等デイサービス事業所 | (2施設) |
| ⑩ 多機能型障害福祉サービス事業所 | (1施設) |
| ⑪ 共同生活援助事業所 | (1施設) |
| ⑫ 老人福祉施設 | (27施設) |
| ⑬ 児童厚生施設 | (34施設) |
| ⑭ 公益事業施設 | (21施設) |

- ⑮ 相談支援事業所 (1 施設)
- (2) 施設の効率的な運営
- ① 施設業務の適正かつ効率的な運営を図るため、職員の自主性、独創性の高揚に努める。
 - ② 施設の円滑な運営に資するため、職員間の責任及び協力体制を確立し、事務事業の計画的な見直し等を通じ、効率的かつ適正な事務処理及び事業経営に努める。
 - ③ 施設監査要領に基づく監査を実施し、不正防止に努めるほか、適正な事務処理確保のための指導を行う。
 - ④ 予算執行にあたっては、経費の節減と効率的な執行に努める。
 - ⑤ 施設の運営にあたっては、指定管理者として適切な運営体制を確立しながら、事業展開について盛岡市と密接な連携のもと一体となり社会福祉事業等の目的の実現に努める。

4. 職員の資質の向上と健康管理の充実

1 職員研修

社会福祉制度の新しいシステムづくりが本格的に進められている中で、盛岡市社会福祉事業団としても、福祉を取り巻く諸情勢の変化と方向性を十分見据え、研修ニーズを的確に把握し、法人全体はもとより、各施設内の研修担当者を中心とした施設内外研修も充実させ、更なる専門性の向上を目指すと共に、関係機関、団体等と連携を図り、次に掲げる研修目標の達成を目指し各種研修を実施し、担当職員としての資質の向上に努めるものとする。

また、必要な外部研修等に積極的に参加できるような職場内の業務体制の整備や生涯を通じたキャリアアップの仕組み・研修体系の構築により、個々の職員の目標や意識の向上と業務に対するスキルを高めていく。

(1) 研修目標

- ① 福祉関係職員としての使命感を養う。
- ② 利用者本位の良質かつ的確な福祉サービスを提供できるよう、より高度な専門的知識と実践的な援助技術を習得させる。
- ③ 職場研修及び自己啓発の促進に努め、問題解決能力の向上を図る。
- ④ 関係機関等で開催される研修に職員を派遣し、他団体等との連携を深め視野を広めるとともに、施設内においても伝達研修や施設内研修を充実させ、人材育成に努める。
- ⑤ 施設の実態を把握し、施設の管理運営及び援助に必要な知識と技術を習得させる。
- ⑥ 自立的経営の確立のため職員全体の意識改革を図る。

(2) 研修体系

研修の体系を明確にし、令和2年度においては、次のように研修を実施する。

① 一般職員研修

a 職階別研修

職階別研修は、新任職員研修、中堅職員研修Ⅰ、中堅職員研修Ⅱ、係長・主任級研修、監督者研修、管理者研修に位置づけ、職員が職務を遂行するために必要とする一般的な知識、技能、接遇その他の基礎的な教養等を習得するとともに、特定の課題又は能力の育成について職階に応じ重点的に段階を経て実施する。

b 派遣研修

派遣研修は、職員を全国社会福祉事業団協議会、他の社会福祉事業団、全国社会福祉協議会、岩手県社会福祉協議会、盛岡市及び専門の研修・学術機関等で開催する研修等に派遣し、先端の知識と実践的な援助技術の習得や意識改革、経営意識の醸成に努めるため実施する。

また、学んだ内容を他職員へ伝達する機会を設け、職員全体でのレベルアップや人材育成に繋げる。

c 施設研修

施設研修は、研修担当者を中心に、各職場において日常の職務の遂行に必要な知識・技能等を習得する研修を行うとともに、類似する先進施設の視察研修や、事業団内での施設態様や人的資源の有効活用を図り他施設との連携を密にして施設間相互の勤務研修を実施する。

また、日々の業務の中での職場内研修(OJT研修)もさらに充実させるとともに、各職場の職務を行う中で有効な外部研修への積極的な参加や外部講師を招いての職員研修等を行い、施設内専門研修の充実を図る。

② 地域センター職員研修

老人福祉センター、児童センター、地区活動・地域交流活性化センター、老人憩いの家、世代交流センターの職員を対象とし、以下の研修を実施する。

a 職種別研修

職種別研修は、新任職員研修、施設長研修、施設長補佐研修、児童厚生員研修、事務担当者研修等とし、地域福祉・地域コミュニティの拠点施設としての重要な役割について理解を深めながら、各職種に応じ施設の管理運営を適切に遂行するために必要とする接遇、教養、専門的知識と指導技術を習得するための研修を実施する。

特にも法人資源を活用した研修として、ひま

わり学園において児童厚生員を対象に障害児の専門研修・実務研修を実施する。

また、児童センター巡回の専門指導員による発達障害児など気になる利用児童への関わりについて等の専門研修も併せて実施する。

b 派遣研修

派遣研修は、職員を児童健全育成推進財団東日本ブロック児童厚生員研修会、岩手県の主催する児童福祉施設研修等に派遣し、専門的な知識と実践的な指導技術の習得に努めるため実施する。東日本ブロック児童厚生員研修会受講後は、その伝達講習会を開催し、全児童センターにおいて内容の活用を図る。

c 施設研修

施設研修は、各職場において日常の職務の遂行に必要な知識・技能等を習得する研修を行うほか、職場外研修を活用するとともに、事業団内での施設態様や人的資源の有効活用を図り、職務能力の向上と意欲の高揚に資するための研修を実施する。

③ 自主研修

職務に必要な知識、技能等の習得その他自己の研鑽、資質の向上を図るため、各種研修への参加を積極的に推進していくとともに、職員が自主的に行う研修の支援に努める。

2 福利厚生

(1) 職員の健康診断

定期健康診断（胸部・循環器）、胃部検診、女性職員検診、肝炎検査、ストレスチェック等を実施する。

(2) 年金共済制度への加入

全国社会福祉事業団協議会が実施している年金共済制度に継続加入する。

5. 災害事故の未然防止並びに災害時の対応

(1) 火災その他の事故防止対策として、各施設において防火管理規程を定め、所轄消防機関との連携を密にし、非常通報、避難訓練及び消火訓練を実施し利用者の安全確保に万全を期する。

(2) 大規模災害が発生した際など、盛岡市の指示のもと「盛岡市指定管理者災害対応の手引き」に則り、迅速に避難所の開設等連携を強化し、災害弱

者の方々をはじめ市民の生活と安全の確保に努める。

(3) 消火設備及び避難設備等は、定期点検の他随時点検を実施する。また、利用者の施設内での事故防止のため、設備・備品等の巡回点検を行い万全を期する。

(4) 夜間等の施設事故防止のため、夜間警備を業者委託する（入所施設除く）。

(5) 感染症の予防対策の徹底に努めるよう、各種研修会に出席し対応を習得するとともに各施設への手指消毒用アルコールや嘔吐物の処理セットを配備し感染予防に万全を期す。

6. 広報活動の推進

(1) 事業団概要、施設概要等を作成し、関係機関・団体等及び職員に配布するとともに、ホームページにより広く市民に事業団及び施設についての周知を図る。

(2) 事業団広報誌「News Letter Four Hearts」を作成し、内外への情報提供と職員の情報共有並びに広報（PR）、意識の向上を図る。

(3) 盛岡市広報を活用し、事業団関係事業の周知及び理解を深める。